

第 43 回世界遺産委員会決議への対応

1 保全状況報告書の審査

アゼルバイジャン・バクーで開催された第 43 回世界遺産委員会において、富士山の保全状況報告書に対する審査が行われた。

(決議の概要)

- ・ 富士山の管理・保全の責務を継続して果たしていることを承認されたほか、取組の順調な進展を歓迎するとされるなど、高い評価を得られた。
- ・ 諮問機関等による確認のために、用意ができ次第、開発規制対策案に関する詳細情報の提出を要請されるとともに、2020 年 12 月 1 日までに保全状況報告書を提出するよう要請された。

(面会・意見交換)

- ・ 5 月下旬に公表された決議案の趣旨を確認するため、川勝静岡県知事及び遠山委員長が、世界遺産委員会に出席するとともに、ユネスコ関係者と面会し、意見交換を行った。
- ・ その結果、富士山の取組に対する高い評価とともに、提出を求めている報告書は簡単なもので良く、本件を終わらせるための手続きであることを直接確認できた。

2 決議への対応

- ・ ユネスコ関係者との面会・意見交換を踏まえ、富士山世界文化遺産協議会として附属資料等の作成は行わない。
- ・ 富士山世界文化遺産協議会は、保全状況報告書を作成する文化庁に対して、開発規制対策案や最新の保全状況に関する情報提供*を行う。

※情報提供の内容は資料 4 - 2 を参照

3 スケジュール

2020 年 11 月末	日本国政府からユネスコ世界遺産センターへ保全状況報告書を提出
--------------	--------------------------------

※世界遺産委員会の審議案件ではないため、諮問機関等の確認で終了予定。